

## 医療費通知（確定申告用）について

平成29年度の所得税法の改正により、確定申告で所得税及び個人住民税に係る医療費控除の適用を受ける際の申告手続きとして医療費通知を医療費の明細書として添付することができるようになりました。

- ・通知時期 令和7年2月下旬頃
- ・内 容 令和6年1月から令和6年12月までの医療費（組合が把握しているレセプト分）
- ・対 象 者 医療費通知の発送日に被保険者である方で、令和6年1月から令和6年12月の期間中に医療機関を受診され、又は、処方箋により薬を処方された方に費用を通知します。  
なお、当組合に途中加入の方は加入月以降となります。  
また、医療費通知の発送時に当組合に在籍していることが必要です。
- ・注 意 ①医療費通知の掲載期間は1月から12月分です。自費診療の医療費等は印字されませんので、自費診療分は医療機関の領収書での対応が必要となります。  
発送時期が2月下旬ですのでご自分の確定申告時期との調整が必要となります。  
なお、他の機関（市町村等）から補助等を受けられた方は、ご自分でその額を申告する必要があります。  
②再発行はできませんのでご了承ください。